

18監査公表第1号

地方自治法第199条第1項及び第4項並びに第2項の規定により監査を実施したので、同条第9項の規定によりその結果を公表する。

平成18年2月2日

福岡市監査委員	浜田一雄
同	鬼塚敏満
同	竹本忠弘
同	福田健

監査の結果に関する報告について

地方自治法第199条第1項及び第4項並びに第2項の規定により監査を実施したので、同条第9項の規定によりその結果に関する報告を提出する。

1 監査の種類 定期監査及び行政監査

2 監査の対象，区分，範囲及び実施期間

(1) 監査の対象局，区分，対象期間及び実施期間

ア 市民局

(事務監査) 対象期間 平成16年10月から同17年10月まで  
実施期間 平成17年9月5日から同年10月6日まで

イ 経済振興局

(工事監査) 対象期間 平成15年6月から同17年5月まで  
実施期間 平成17年8月1日から同17年10月28日まで

ウ 都市整備局

(事務監査) 対象期間 平成16年10月から同17年10月まで  
実施期間 平成17年9月5日から同年10月7日まで  
(工事監査) 対象期間 平成15年6月から同17年5月まで  
実施期間 平成17年8月1日から同17年10月28日まで

エ 下水道局

(事務監査) 対象期間 平成16年9月から同17年9月まで  
実施期間 平成17年9月8日から同年9月20日まで  
(工事監査) 対象期間 平成15年6月から同17年5月まで  
実施期間 平成17年8月1日から同17年10月28日まで

オ 消防局

(事務監査) 対象期間 平成16年9月から同17年9月まで  
実施期間 平成17年9月8日から同年9月26日まで

カ 水道局

(事務監査) 対象期間 平成15年9月から同17年9月まで  
実施期間 平成17年9月5日から同年9月22日まで

キ 交通局

(事務監査) 対象期間 平成16年9月から同17年9月まで  
実施期間 平成17年9月8日から同年9月22日まで

ク 教育委員会

(事務監査) 対象期間 平成16年10月から同17年10月まで  
実施期間 平成17年9月6日から同年10月14日まで

- (工事監査) 対象期間 平成15年6月から同17年5月まで  
 実施期間 平成17年8月1日から同17年10月28日まで
- ケ 人事委員会事務局  
 (事務監査) 対象期間 平成16年10月から同17年9月まで  
 実施期間 平成17年9月8日から同年9月26日まで
- コ 監査事務局  
 (事務監査) 対象期間 平成16年10月から同17年9月まで  
 実施期間 平成17年9月27日

(2) 監査の対象事務

事務監査は各局及び行政委員会所掌の財務に関する事務及び事務の執行を，工事監査は各局及び教育委員会所掌の工事等を対象とした。

3 監査の方法

監査は，前記の対象事務が，適正かつ効率的に行われているかを主眼として，事務監査は抽出した諸帳簿等関係書類を，工事監査は別表1～4の工事等に係る関係書類を検査するとともに，関係職員から説明を聴取し，必要に応じ現地調査を行った。

4 監査の結果

監査の結果は，おおむね良好と認められたが，下記のとおり注意，改善を要する事項等が見受けられた。

(事務監査)

(1) 市民局

博多座専用使用料について適正な処理を求めるもの

博多座の専用利用は，市民に演劇の発表の場を提供することにより地域文化の発展に寄与するために設けられたものであり，その専用使用料については，博多座条例及び博多座条例施行規則に定められ，徴収事務は株式会社博多座に委託されている。しかしながら，当該使用料の徴収について次のような事例が見受けられた。専用利用が毎年12月を「市民檜舞台の月」として博多座の舞台を市民に直接利用してもらうために設けられたものである趣旨を踏まえ，専用使用料については，その設定のあり方についての検討を含め，適正な処理を行われたい。

ア リハーサル室の専用使用料について，博多座条例では1日を単位として定めているが，半日の単位で専用使用料が徴収されていた。また，付属設備の専用使用料について，博多座条例施行規則では設備（舞台，音響，照明）ごとに金額が定められているが，定額料金で専用使用料が徴収されていた。

イ 楽屋，リハーサル室，練習室の専用使用料について，博多座条例施行規則では利用の許可の際徴収すると定められているが，同規則で利用の開始までに徴収すると定められている付属設備専用使用料の徴収時に徴収していた。

(文化振興課)

(2) 都市整備局

公園用地の取得事務について注意を求めるもの

福岡市土地開発公社に対し用地の先行取得を依頼した場合には，再取得計画に基づき着実に取得されなければならない。しかしながら，片江風致公園においては，平成6年度に公園用地の先行取得を依頼し，一部は再取得しているものの，再取得未了部分については，長期間取得されないままであった。

福岡市土地開発公社による用地取得については，用地取得費のほか，事務費及び公社の借入日から市の返済日までの利子が発生し，期間の経過とともに経費が増大していくため，経済性の観点から，早急な再取得に努められたい。

(公園計画課)

(3) 下水道局

土地借上料等の支出に長期日数を要していたものについて注意を求めるもの  
支出に当たっては、支出負担行為に係る債務が確定していることを確認するとともに、契約書等に定める期限までにその対価を支払わなければならない。また、債権者から請求が行われない場合は、債権者に対して催促を行う必要がある。しかしながら、平成16年度の下水道管渠用地土地借上料及び委託料の支出において、相手方へ請求書提出の催促が的確に行われていなかったこと等により、支払いまでに長期日数を要しているものが見受けられた。

今後、支出に当たっては、関係法令等に則り、速やかな事務処理を行うよう十分注意されたい。

(保全課)

(4) 消防局

ア 交付金交付先団体の現金の適正管理について指導を求めるもの

市は、交付金を交付している団体の会計経理事務が適正に行われているか、指導、監督するとともに、現金管理が適正に行われているか確認する必要がある。しかしながら、平成16年度及び同17年度「福岡市支部連合会交付金」の交付先団体における会計経理事務について、次のような事例が見受けられたため、現金管理は適正に行うよう指導されたい。

(ア) 市からの交付金受入及び各支部への送金用通帳は、平成7年度に新規で現金8,326円を入金して開設しているが、当該現金は原資先が不明のまま、福岡市支部連合会決算に計上せず通帳に繰り越していた。また、平成7年度から同16年度末までに発生した預金利息606円についても決算に反映させていなかった。

(イ) 同通帳において、別団体の資金と思われる現金340,000円の一時的な入金と出金が行われており、不適切な現金管理であった。

(警防課)

イ 物品購入契約事務について計画的な発注による購入を求めるもの

物品を購入する際は、購入目的に応じた数量、納期等を設定するとともに、発注に当たっては購入計画や経済性を考慮しなければならない。しかしながら、新規配備した救急車両3台に積載することを目的として、平成16年度に発注した医療用器材の購入契約事務において、総額600万円を超える器材購入を24回に分割して発注し、原課契約により購入していた。過去の購入実績を考慮し、十分な計画性をもって購入手続を行うことにより、一部は契約課への一括発注が可能であったと判断され、車両の稼働日までには、すべての器材調達が可能であったと思われる。

今後、物品購入に当たっては、計画的な発注や経済性を考慮し適正に事務処理されたい。

(救急課)

(5) 水道局

特に指摘する事項はなかった。

(6) 交通局

特に指摘する事項はなかった。

(7) 教育委員会

ア 美術展等運営事業負担金の支出事務について適正な事務処理を求めるもの

市は負担金を支出した団体の会計経理事務が適正に行われるよう指導監督するとともに、その事業実績が負担金の交付目的に応じたものとなっているか調査確認する必要がある。しかしながら、平成16年度「福岡市美術展運営事業負担金」及び同「チャイナ・ドリーム展運営事業負担金」の支出事務を抽出して調査したところ、負担金の額の確定及び交付先団体の会計経理事務において、次のような事例が見受けられた。

負担金の支出に当たっては、交付先団体の会計経理事務が適切に執行されるよう指導監督するとともに、事業実績の調査確認を的確に行うよう十分注意された

い。

(ア) 「福岡市美術展運営事業負担金」において、交付先団体の決算報告額が経理簿記載額と相違しているものや当初の計画を上回って支出されているものがあるにもかかわらず、事業実績を十分調査確認しないまま負担金の額を確定し、請求どおりに追加支出していた。

(イ) 交付先団体の会計経理事務において、次のような事例が見受けられた。

- a 本市に報告している決算額が、経理簿記載額と相違しているものがあった。
- b ボルドー市表敬訪問等旅費について、当初の計画を上回って支出しているが、計画変更の必要性等を書面により明確にしたうえで、本市への事業計画の変更手続を行うべきであった。
- c 販売委託している前売券において、売上金が収納されていないものがあった。
- d 履行確認完了後、支払いまでに長期日数を要しているものが多数あった。

(美術館、アジア美術館)

イ 「福岡市中学校部活動振興負担金」の支出事務について適正な事務処理を求めるもの

市は負担金を交付した団体の会計事務処理が適正に行われているか、指導監督するとともに、実績報告書をはじめ関係書類等により事業実績を調査確認する必要がある。しかしながら、平成16年度「福岡市中学校部活動振興負担金」の支出事務において、次のような事例が見受けられた。

負担金の支出に当たっては、交付先団体の会計事務処理が適切に執行されるよう指導監督するとともに、事業実績の調査確認を的確に行うよう十分注意されたい。

(ア) 交付決定額どおりに支出していなかった。

(イ) 負担金の額の確定を行わないまま残額を戻入させていた。

(ウ) 交付先団体において、書面による意思決定を得ないまま、事業実績報告書を提出していた。

(保健体育課)

ウ 保守点検業務委託契約事務について適正な事務処理を求めるもの

委託業務が完了したときは、福岡市契約事務規則をはじめ関係法令に則り、契約関係書類に基づく完了検査を行い履行の確認を行わなければならない。また、検査の結果、是正を要すると認められる場合には速やかに必要な措置を指示するなど、契約内容が適正に履行されていることを確認のうえ、委託料を支出しなければならない。しかしながら、平成17年度「空調設備保守点検業務委託」契約事務において、第1四半期に指示している機器の点検や部品の交換業務の一部が履行されていなかったにもかかわらず、確認しないまま完了と認め、契約どおりの委託料を支出していた。

委託契約事務に当たっては、関係法令に則り、完了検査による履行の確認等を的確に行うよう周知徹底するとともに、内部チェック機能の強化を図られたい。

(美術館)

エ 物品購入契約事務について適正な事務処理を求めるもの

物品の購入に当たっては、福岡市契約事務規則をはじめ関係法令に則り、契約、完了検査、支払等の手続きを適正かつ速やかに行わなければならない。しかしながら、平成16年度及び同17年度の書籍や事務用品の購入において、次のような不適切な事務処理が見受けられた。

物品の購入に当たっては、関係法令に則り、適正に事務処理を行うよう周知徹底するとともに、決裁権者による確認や指導など内部チェック機能の強化を図られたい。

(ア) 業者選定伺及び同決裁が全件されていなかった。

(イ) 同一業者との契約において、契約日、履行期間、完了検査日、支払審査日が

同一日となっているものが見受けられた。これらについては、購入した物品の契約手続等を購入後に一括して行っており、その中には履行完了後、長期日数を経過していると思われるものがあった。

(福岡女子高等学校)

- (8) 人事委員会事務局  
特に指摘する事項はなかった。
- (9) 監査事務局  
特に指摘する事項はなかった。

(工事監査)

(1) 経済振興局

設計積算について注意を求めるもの

平成16年度「福岡競艇場競走水面浚渫工事」

(契約金額3,092万2,500円)

本工事においては、競艇場競走水面の浚渫により発生する土砂を指定処分場に処分することにしていたが、土質不適合により当初の指定処分場に搬入出来なくなり処分場を変更した。建設発生土の処分場については、指定処分場にやむを得ず搬入できない場合は、適切に設計変更することになっているが、本工事において、処分場を変更したにもかかわらず、設計変更がなされていなかった。

今後は基準を遵守し、適正な設計積算を図られたい。

(開催運営課 港湾局維持課関連)

(2) 都市整備局

ア 設計積算について注意を求めるもの

(ア) 平成15年度「動物園南園法面補強工事」

(契約金額7,425万4,950円)

本工事の一部のアンカー足場設置撤去工積算において、足場材運搬のために人力運搬を計上しているにもかかわらず、別途必要のない機械運搬も計上していた。

今後は、現場状況に合わせた適切な設計積算を図られたい。

(動物園 建築局施設建設課関連)

(イ) 平成15年度「雁の巣RCソフトボール場メインスタンド新築工事」

(契約金額1億1,793万9,150円)

本工事の積算において、防水工事の合計や雑工事などの計算内容に誤りがあった。

今後は十分注意し、適正な積算及び精査に努められたい。

(公園建設課 建築局施設建設課関連)

イ 設計積算及び施工管理について注意を求めるもの

平成15年度「伊都土地区画整理事業区画道路9-9 橋梁築造工事(下部工)」

(契約金額8,055万6,000円)

既設護岸取壊し及び既設構造物撤去において、取壊し機械の仕様を低騒音低振動対策型として設計積算していたが、設計図書での条件明示が定かでなく、施工では一般的な大型プレーカが使用されていた。

今後は条件明示を明確にし、適正な設計積算及び施工管理の徹底を図られたい。

(伊都区画整理事務所工事課)

(3) 下水道局

ア 設計積算について注意を求めるもの

(ア) 平成15年度「臼佐(横手南町~臼佐2丁目外6)地区下水道築造工事」

( 契約金額7,550万4,450円 )

本工事の下水道管布設箇所については、土留め支保工の経済的な工法の導入について検討を行うため、土留め方式の試験施工区間を設けて下水管を布設する工法を採用したものである。

本工事区間では別途に道路整備工事が行われており、その工事との施工調整を行いながらの工事であったため、その結果として試験施工区間の一部について土留め支保工が不要となった。

本工事については、変更内容に合わせて設計変更を行っているが、この土留め支保工については工事の条件明示事項であるとし、実際には試験施工が行われなかった区間に係る土留め支保工賃料を設計変更の内訳書において『保証金』という内容に変更し計上していたが、設計変更手法としては不適切な事務執行であった。

設計変更については、設計変更理由書において事実関係を明記すべきであったし、当該保証金（補償金の意味合いであると思われる）についても支払いの必要性について決裁手続きを明確にすべきであった。

今後は、現場条件等に変更がある場合は、的確な協議と適正な設計変更を行うよう図られたい。

( 中部建設課 )

(イ) 平成14年度「藤崎4号幹線築造工事」

( 契約金額5億7,961万1,550円 )

建設発生土の処分費の積算において、「建設発生土指定処分に関する運用」によると、建設発生土が規定量以上の場合は、処分場を指定することになっている。

本工事の建設発生土は規定量以上であり、処分場を指定すべきであったが、自由処分としていた。

今後は基準を遵守し、適正な設計積算を図られたい。

( 西部建設課 )

(ウ) 平成15年度「田尻川河川改良工事(第7工区)」

( 契約金額5,576万4,450円 )

本工事の仮設排水路の設計積算において、仮設排水路に使用する材料の積算は、土木工事設計標準歩掛では、原則、新品価格を損率により補正し損料で計上することになっているが、誤った損率を設定したため、損料に誤りが生じた。

今後は基準を遵守し、適正な設計積算に努められたい。

( 河川建設課 )

イ 施工管理について注意を求めるもの

平成15年度「向島ポンプ場放流施設新築工事」

( 契約金額6,954万8,850円 )

「労働安全衛生規則」では、高さが二メートル以上の作業床の端、開口部等で墜落により労働者に危険を及ぼすおそれのある箇所には囲い等を設けなければならないが、設けた囲い等を作業の必要上臨時に取りはずすときは防網を張り、労働者に安全帯を使用させる等墜落による労働者の危険を防止するための措置を講じなければならないが、本工事における左官工事等の作業で囲い等を撤去した際に、危険防止の措置がなされず作業を行っていた。

今後は十分注意し、適切な安全管理に努められたい。

( 施設課 建築局施設建設課関連 )

ウ 契約事務について注意を求めるもの

(ア) 平成16年度「単価契約 城南区、早良区、西区管内公共汚水柵設置工事」

( 契約金額5,363万108円 )

工事請負代金の支払いは、請求書を受領した日から起算して40日以内に支払わなければならないとなっている。しかしながら、本工事では工事指令1件

ごとに請求書を受理し、その都度精算することになっており、すみやかな事務処理が行われなければならないが、相当期間経過しての支払いとなっている。

処理手続きに間違いは見られないものの、工事完了より相当期間経過の支払いとなっており、これは適正な事務処理とはいえない。

今後は、すみやかな事務処理を図られたい。

(保全課)

(イ) 平成16年度「松崎橋再生水管橋梁添架検討基本設計業務委託」

(契約金額777万円)

本委託は、基本設計であるということで財政局契約課に協議することなく下水道局で契約事務を行っているが、契約図書および成果品の内容、また、成果品を工事発注に使用していることから判断すると、委託内容は基本設計に加えて実施設計を含んでいる。基本設計と実施設計を一括委託する場合は、契約課に事前協議し、両設計を分離できないときは契約課が設計候補者の選定に係る業務を所掌することになっており、本委託の発注に際しては契約課に事前協議を行うべきであった。

今後は、契約事務の適正な執行に努められたい。

(東部建設課)

また、次の委託においても同様な事例が認められた。

(ウ) 平成15年度「飯倉第3雨水幹線基本設計委託」

(契約金額1,896万8,250円)

(西部建設課)

(4) 教育委員会

設計積算について注意を求めるもの

平成15年度「多々良中央中学校講堂兼体育館その他改築工事」

(契約金額3億1,440万6,750円)

防水工事の積算において、外部屋根アスファルト防水の面積の中に内部ピット床のアスファルト防水の一部を重複して計上していた。

また、左官工事の積算においても同様に、外部屋根コンクリートこて押えの面積の中に、内部ピット床のコンクリートこて押えの一部を重複して計上していた。

今後は十分注意し、適正な設計積算を図られたい。

(施設課 建築局施設建設課関連)

別表 1

## 経済振興局 抽出工事一覧表

工 事 名	契 約 金 額	工 期
福岡競艇場競走水面浚渫工事	当初 29,925,000 円	平成17年 1月15日から
	変更 30,922,500 円	平成17年 3月15日まで
福岡競艇場第2副審棟改築工事	30,397,500 円	平成16年10月21日から 平成17年 3月10日まで
福岡競艇場第1スタンド改築中型映像設備工事	212,100,000 円	平成15年 5月20日から 平成15年10月31日まで
福岡競艇場附属関連諸室等整備電気設備工事	35,175,000 円	平成15年 9月13日から 平成16年 3月15日まで
以上4件抽出		

別表 2

## 都市整備局 抽出工事一覧表

工 事 名	契 約 金 額	工 期
西南杜の湖畔公園整備(その3)工事	当初 19,372,500 円	平成16年12月 8日から
	変更 22,848,000 円	平成17年 3月15日まで
伊都土地区画整理事業伊都区画整理 駅北線外道路築造工事	280,780,500 円	平成16年10月 7日から 平成17年 9月15日まで
能古島公園整備工事	34,125,000 円	平成15年12月 6日から 平成16年 3月15日まで
動物園コウノトリ舎外1件整備工事	35,805,000 円	平成16年 2月 3日から 平成16年 3月25日まで
アイランドシティ中央公園(仮称) 緑の建築他空調設備工事	140,700,000 円	平成16年 3月23日から 平成17年 4月27日まで
外 14件省略		

別表 3

## 下水道局 抽出工事一覧表

工 事 名	契 約 金 額	工 期
東区千早 5・6 丁目地内再生水管布 設工事	当初 45,045,000 円 変更 46,670,400 円	平成15年11月 5日から 平成16年 4月30日まで
治水池環境整備事業 八良ヶ浦池治 水池整備工事	当初 56,490,000 円 変更 65,400,300 円	平成15年10月15日から 平成16年 3月15日まで
姪の浜第 2 雨水幹線(3)築造工 事	当初 260,400,000 円 変更 280,252,350 円	平成16年 1月28日から 平成17年 3月15日まで
堅粕第 1 ポンプ場外壁更新工事	当初 25,630,920 円 変更 33,786,900 円	平成17年 1月28日から 平成17年 3月15日まで
西部水処理センター消化ガス貯留設 備増設工事	336,000,000 円	平成16年 3月25日から 平成17年 2月28日まで
外 50 件省略		

別表 4

## 教育委員会 抽出工事一覧表

工 事 名	契 約 金 額	工 期
(仮称)福岡市立高等養護学校外構 工事	12,915,000 円	平成16年 4月29日から 平成16年 6月30日まで
愛宕小学校校舎増築工事	106,050,000 円	平成15年 5月29日から 平成16年 2月10日まで
次郎丸中学校講堂兼体育館改築その 他工事	357,000,000 円	平成16年 5月19日から 平成17年 3月15日まで
姪浜中学校校舎等移転改築工事設計 業務委託	27,510,000 円	平成15年 6月21日から 平成16年 3月26日まで
三筑小学校航空機騒音防止空調設備 機能回復設備工事	119,385,000 円	平成16年 7月28日から 平成16年 9月30日まで
外 21 件省略		